

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一～二 略〕</p> <p>〔二の二 法第二条第八項第三号に掲げる行為（同項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。以下この号において同じ。）のうち、商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者（金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第三号に掲げる行為を業として行う者に限る。）が、同項第三号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から、同令第二条第二号に規定する国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う同項第三号に規定する取次ぎ</p> <p>〔三～十七 略〕</p> <p>〔2～11 略〕</p> | <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>〔一～二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。   |   |

[REDACTED]